

ID: 380

担当部署: 建設水道部 都市整備課 計画調整係

処分の概要	助成金の交付		
例規名 根拠条項	名寄市土地区画整理事業助成条例 第5条第1項		
例規番号	平成18年条例第186号		
<p>【根拠条文】 (助成金の交付決定) 第5条 市長は、前条の規定に基づく申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金の交付又は不交付を決定し、その旨を施行者に通知しなければならない。 2 市長は、前項の決定について条件を付することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第2条の規定による。 (適用の範囲) 第2条 この条例において、助成金の交付を受けることができる事業は、次の各号のすべてに該当するものでなければならない。 (1) 名寄市都市計画用途地域(以下「用途地域」という。)内で施行する事業であること。 (2) 当該事業の施行面積が10ヘクタール以上であること。 (3) 当該事業の区域内に都市計画として決定された街路又は道路法(昭和27年法律第180号)に定める道路で幅員12メートル以上のものの新設又は変更に関する事業を含むこと。 (4) 当該事業の施行後における施行地区内の道路、公園、広場及び緑地等の公共の用に供する土地の面積の合計が用途地域の区別により、次の区分に適合すること。 ア 住居地域及び商業地域にあっては、それぞれ施行地区の面積の22パーセント以上であること。 イ 工業地域及び準工業地域にあっては、それぞれ施行地区の面積の18パーセント以上であること。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	年 月 日